



三重県公報

令和8年3月26日 (木)

号外

目次

| (番号) | (題名) | (担当) | (頁) |
|----------------|---|-------|-----|
| 企業庁管理規程 | | | |
| 2 | 三重県企業庁会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する管理規程 | (企業庁) | 2 |
| 訓令 | | | |
| 1 | 会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令 | (人事課) | 10 |
| 正誤 | | | |
| | 令和元年11月29日付け三重県公報第60号 | (人事課) | 19 |

企業庁管理規程

三重県企業庁会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和八年三月二十六日

三重県企業庁長 河北 智之

三重県企業庁管理規程第三号

三重県企業庁会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する管理規程
 三重県企業庁会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程（令和二年三重県企業庁管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(年次休暇)</p> <p>第十条 年次休暇は、次の各号に掲げる会計年度任用職員に対して、当該各号に定める日数を付与するものとする。</p> <p>一 この項の規定により年次休暇が認められている会計年度任用職員以外の会計年度任用職員（第四号に規定する特定職員を除く。次号において同じ。）であつて、六月以上の任期を定めて任用されたもの又は六月以上の期間を定めて任期を更新されたもの 六月以上の任期を定めて任用された日又は六月以上の期間を定めて任期を更新された日（以下この項において「特定日」という。）以後の一年間において、別表第三の一週間の勤務日数欄に掲げる区分又は一年間の勤務日数欄に掲げる区分に応じて、年次休暇の付与日数欄に定める日数</p> <p>二 この項の規定により年次休暇が認められている会計年度任用職員以外の会計年度任用職員であつて、継続勤務を開始した日から六月間継続勤務し、全勤務日の八割以上出勤したもの（前号の会計年度任用職員を除く。） 次の一年間において、別表第三の一週間の勤務日数欄に掲げる区分又は一年間の勤務日数欄に掲げる区分に応じて、年次休暇の付与日数欄に定める日数</p> <p>三 第一号の規定により年次休暇が認められた会計年度任用職員（この号の規定により年次休暇が認められた会計年度任用職員を含む。）であつて、特定日（第一号に規定する場合に該当することとなった日に限る。以下この号において同じ。）から一年以上継続勤務し、特定日から起算してそれぞれの一年間の全勤務日の八割以上出勤したもの、それぞれ次の一年間において、別表第四の一週間の勤務日数欄に掲げる区分又は一年間の勤務日数欄に掲げる区分に</p> | <p>(年次休暇)</p> <p>第十条 年次休暇は、採用の日から起算して六月間継続して勤務し、全勤務日の八割以上出勤した会計年度任用職員に対して、別表第三の一週間の勤務日数欄に掲げる区分又は一年間の勤務日数欄に掲げる区分に応じて、年次休暇の付与日数欄に定める日数を付与するものとする。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>応じて、特定日から起算した継続勤務年数欄の区分ごとに定める年次休暇の付与日数欄に定める日数</p> <p>四 第二号の規定により年次休暇が認められた会計年度任用職員（この号の規定により年次休暇が認められた会計年度任用職員を含む。）又は特定職員（継続勤務を開始した日から六月を超えて継続勤務している職員であつて、同日以後において年次休暇が認められていないものをいう。）であつて、継続勤務を開始した日から一年六月以上継続勤務し、継続勤務期間が六月を超えることとなる日（以下この号において「六月経過日」という。）から起算してそれぞれの一年間の全勤務日の八割以上出勤したものが、それぞれ次の一年間において、別表第五の一週間の勤務日数欄に掲げる区分又は一年間の勤務日数欄に掲げる区分に応じて、六月経過日から起算した継続勤務年数の区分ごとに定める年次休暇の付与日数欄に定める日数</p> | |
| <p>2 前項の「継続勤務」とは、会計年度任用職員として、その勤務が社会通念上中断されていないと認められる場合の勤務を、「全勤務日」とは会計年度任用職員の勤務を要する日の全てをそれぞれいうものとし、「八割以上出勤」については、服務規程の適用を受ける職員の例による。</p> | <p>2 再度の任用により、当初の採用の日から起算して一年六月以上継続して勤務した会計年度任用職員に対する年次休暇は、別表第四の一週間の勤務日数欄に掲げる区分又は一年間の勤務日数欄に掲げる区分に応じて、当初の採用の日から起算して、継続して勤務した期間の項に掲げる期間の経過した日に、年次休暇の付与日数欄に掲げる日数を付与するものとする。ただし、継続して勤務した期間が六月を超えて継続して勤務する日から一年ごとに区分した各期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、当該期間）の初日の前日の属する期間において出勤した日数が全勤務日の八割未満である者に対しては、当該初日以後の一年間においては年次休暇を付与しないものとする。</p> |
| <p>3 5 (略) (特別休暇)</p> <p>第十一条 会計年度任用職員には別表第六の区分欄に掲げる区分ごとに、事由欄に掲げる場合に、期間欄に定める期間の有給の特別休暇を与えるものとする。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇（同表に定める産前休暇及び産後休暇を除く。）の目的を達することができると思われる場合は、この限りでない。</p> | <p>3 5 (略) (特別休暇)</p> <p>第十一条 会計年度任用職員には別表第五の区分欄に掲げる区分ごとに、事由欄に掲げる場合に、期間欄に定める期間の有給の特別休暇を与えるものとする。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇（同表に定める産前休暇及び産後休暇を除く。）の目的を達することができると思われる場合は、この限りでない。</p> |
| <p>2 会計年度任用職員には別表第七の区分欄に掲げる区分ごとに、事由欄に掲げる場合に、期間欄に定める無給の特別休暇を与えるものとする。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると思われる場合は、この限りでない。</p> | <p>2 会計年度任用職員には別表第六の区分欄に掲げる区分ごとに、事由欄に掲げる場合に、期間欄に定める無給の特別休暇を与えるものとする。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると思われる場合は、この限りでない。</p> |
| <p>別表第3（第10条関係）</p> | <p>別表第3（第10条関係）</p> |
| <p>(略)</p> | <p>(略)</p> |
| <p>備考 「5日以上」には、1週間の勤務日数が4日以下で、かつ、1週間の勤務時間が29時間以上のもの</p> | <p>備考 1 「5日以上」には、1週間の勤務日数が4日以下で、</p> |

を含む。

別表第4（第10条関係）

| | | | | | | | | |
|------------------|------------------|-------------------|-----------|-----|-----|-----|-----|----------|
| 1週間 の勤務 日数 | 1年間 の勤務 日数 | 特定日 から起 算した | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年以 上 |
| | | 継続勤 務年数 | 年次休暇の付与日数 | | | | | |
| (略) | (略) | | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

備考 「5日以上」には、1週間の勤務日数が4日以下で、かつ、1週間の勤務時間が29時間以上のものを含む。

別表第5（第10条関係）

| | | | | | | | | |
|------------------|--------------------------|--------------------|-----------|-----|-----|-----|-----|----------|
| 1週間 の勤務 日数 | 1年間 の勤務 日数 | 6月経過 日から 起算し | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年以 上 |
| | | た継続 勤務年 数 | 年次休暇の付与日数 | | | | | |
| 5日 以上 | 217日 以上 | | 11日 | 12日 | 14日 | 16日 | 18日 | 20日 |
| 4日 | 169日 から 216日 まで | | 8日 | 9日 | 10日 | 12日 | 13日 | 15日 |
| 3日 | 121日 から 168日 まで | | 6日 | 6日 | 8日 | 9日 | 10日 | 11日 |
| 2日 | 73日 から 120日 まで | | 4日 | 4日 | 5日 | 6日 | 6日 | 7日 |
| 1日 | 48日 から 72日 まで | | 2日 | 2日 | 2日 | 3日 | 3日 | 3日 |

備考 「5日以上」には、1週間の勤務日数が4日以下で、かつ、1週間の勤務時間が29時間以上のものを含む。

別表第6（第11条関係）

| | | |
|------|-------------|------------|
| 区分 | 事由 | 期間 |
| (略) | (略) | (略) |
| 私傷病 | (略) | (略) |
| 保育時間 | 生後1年に達しない子を | 1日2回それぞれ30 |

かつ、1週間の勤務時間が29時間以上のものを含む。

2 「全勤務日の8割以上出勤」については、服務規程の適用を受ける職員の例による。

別表第4（第10条関係）

| | | | | | | | | |
|------------------|------------------|------------------------|-----------|----------|----------|----------|----------|-----------------------------|
| 1週間 の勤務 日数 | 1年間 の勤務 日数 | 継続し て勤務 した期 間 | 1年6 月 | 2年6 月 | 3年6 月 | 4年6 月 | 5年6 月 | 6年6 月以 上の 各年6 月 |
| | | | 年次休暇の付与日数 | | | | | |
| (略) | (略) | | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

備考

1 「5日以上」には、1週間の勤務日数が4日以下で、かつ、1週間の勤務時間が29時間以上のものを含む。

2 「全勤務日の8割以上出勤」については、服務規程の適用を受ける職員の例による。

別表第5（第11条関係）

| | | |
|-----|-----|-----|
| 区分 | 事由 | 期間 |
| (略) | (略) | (略) |
| 私傷病 | (略) | (略) |

| | | | | | | | |
|--|--|---|--|--|--|--|--|
| | <p>育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p> | <p>分以内の期間（男子の会計年度任用職員にあつては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの項の休暇を使用しようとする日における当該休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2</p> | | | | | |
|--|--|---|--|--|--|--|--|

| | | |
|-------|---|---|
| | | 回それぞれ 30 分 から当該承認又は請 求に係る各回ごと の期間を差し引い た期間を超えない 期間) |
| 子の看護等 | 9歳に達する日以後の最初 の3月31日までの間にあ る子（配偶者の子を含む。 以下この項において同 じ。）を養育する会計年度 任用職員（庁長が別に定め る者に限る。）が、その子 の看護等（負傷し、若しく は疾病にかかったその子 の世話、疾病の予防を図る ために必要なものとして 庁長が定めるその子の世 話若しくは学校保健安全 法（昭和33年法律第56号） 第20条の規定による学校 の休業その他これに準ず るものとして庁長が定め る事由に伴うその子の世 話を行うこと又はその子 の教育若しくは保育に係 る行事のうち庁長が定め るものへの参加をすること をいう。）のため勤務し ないことが相当であると 認められる場合 | 一の年度において5 日（その養育する9 歳に達する日以後 の最初の3月31日 までの間にある子 が2人以上の場合に あつては、10日）（勤 務日ごとの勤務時 間の時間数が同一 でない会計年度任 用職員にあつては、 その者の勤務時間 を考慮し、庁長が別 に定める時間）の範 囲内の期間 |
| 短期介護 | 次に掲げる者（ハに掲げる 者にあつては、会計年度任 用職員と同居しているも のに限る。）で負傷、疾病 又は老齢により2週間以 上の期間にわたり日常生 活を営むのに支障がある もの（以下「要介護者」と いう。）の介護その他の庁 長の定める世話を行う会 計年度任用職員（庁長が別 に定める者に限る。）が、 当該世話を行うため勤務 しないことが相当である と認められる場合 イ 配偶者、父母、子及び 配偶者の父母 ロ 祖父母、孫及び兄弟姉 妹 | 一の年度において5 日（要介護者が2人 以上の場合にあつ ては、10日）（勤務 日ごとの勤務時間 の時間数が同一で ない会計年度任用 職員にあつては、そ の者の勤務時間を 考慮し、庁長の定め る時間）の範囲内の 期間 |

| | | | | | |
|-----------|--|------------|--|--|--|
| | ハ 会計年度任用職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び会計年度任用職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で庁長の定めるもの | | | | |
| 骨髄等 ナー | 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき | 必要と認められる期間 | | | |

別表第7（第11条関係）

| 区分 | 事由 | 期間 |
|----|----|----|
| | | |

別表第6（第11条関係）

| 区分 | 事由 | 期間 |
|------|--|--|
| 保育時間 | 生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 | 1日2回それぞれ30分以内の期間（男子の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条 |

| | | | | | |
|-------|--|---|---|--|---|
| | | | | | <p>第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの項の休暇を使用しようとする日における当該休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）</p> |
| 子の看護等 | 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員（庁長が別に定める者に限る。）が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして庁長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校 | 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、庁長が別に定める時間）の範囲内の期間 | 一 | の年度において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、庁長が別に定める時間）の範囲内の期間 | |

| | | | | | |
|--------------|---|------------|--------|--|---|
| | | | | の休業その他これに準ずるものとして庁長が定める事由に伴うその子の話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち庁長が定めるものへの参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 | |
| | | | 短期介護 | 次に掲げる者(ハに掲げる者にあつては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。)で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護その他の世話をを行う会計年度任用職員(庁長が別に定める者に限る。)が、当該期間 | 一の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあつては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、庁長の定める時間)の範囲内の期間 |
| (略) | (略) | (略) | | イ 配偶者、父母、子及び配偶者の父母 ロ 祖父母、孫及び兄弟姉妹 ハ 会計年度任用職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び会計年度任用職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で庁長の定めるもの | |
| | | | (略) | (略) | (略) |
| 公務上又は通勤による傷病 | 会計年度任用職員が公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 | 必要と認められる期間 | 公務上の傷病 | 会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 | 必要と認められる期間 |
| | | | 骨髄等ドナー | 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため | 必要と認められる期間 |

| | |
|--|--|
| | めの末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行う場合、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき |
| | 備考 一般職の非常勤職員が、この規程の施行の日前から引き続き育児時間(労働基準法第 67 条に定める「育児時間」をいう。)の休暇を取得している場合は、表中の保育時間の項に掲げる「生後 1 年に達しない子」を「生後満 1 歳 9 カ月に達しない子」と読み替えるものとする。 |

附 則

- この管理規程は、令和八年四月一日から施行する。
- 令和七年九月三十日以前から引き続き継続勤務している会計年度任用職員に対する年次休暇に関する規定の適用については、この管理規程による改正後の三重県企業庁会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程第十条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

訓 令

三重県訓令第 1 号

庁 中 一 般
地 域 機 関

会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和 8 年 3 月 26 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令
会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程（令和元年三重県訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| (年次有給休暇) 第 10 条 年次有給休暇は、次の各号に掲げる会計年度任用職員に対して、当該各号に定める日数を付与するものとする。 (1) この項の規定により年次有給休暇が認められている会計年度任用職員以外の会計年度任用職員（第 4 | (年次有給休暇) 第 10 条 年次有給休暇は、採用の日から起算して 6 月間継続して勤務し、全勤務日の 8 割以上出勤した会計年度任用職員に対して、別表第 3 の 1 週間の勤務日数欄に掲げる区分又は 1 年間の勤務日数欄に掲げる区分に応じて、年次有給休暇の付与日数欄に定める日数を付与するものとする。 |

号に規定する特定職員を除く。次号において同じ。)であって、6 月以上の任期を定めて任用されたもの又は6 月以上の期間を定めて任期を更新されたもの
6 月以上の任期を定めて任用された日又は6 月以上の期間を定めて任期を更新された日(以下この項において「特定日」という。)以後の1年間において、別表第3の1週間の勤務日数欄に掲げる区分又は1年間の勤務日数欄に掲げる区分に応じて、年次有給休暇の付与日数欄に定める日数

(2) この項の規定により年次有給休暇が認められている会計年度任用職員以外の会計年度任用職員であって、継続勤務を開始した日から6 月間継続勤務し、全勤務日の8割以上出勤したもの(前号の会計年度任用職員を除く。) 次の1年間において、別表第3の1週間の勤務日数欄に掲げる区分又は1年間の勤務日数欄に掲げる区分に応じて、年次有給休暇の付与日数欄に定める日数

(3) 第1号の規定により年次有給休暇が認められた会計年度任用職員(この号の規定により年次有給休暇が認められた会計年度任用職員を含む。)であって、特定日(第1号に規定する場合に該当することとなった日に限る。以下この号において同じ。)から1年以上継続勤務し、特定日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤したもの それぞれ次の1年間において、別表第4の1週間の勤務日数欄に掲げる区分又は1年間の勤務日数欄に掲げる区分に応じて、特定日から起算した継続勤務年数欄の区分ごとに定める年次有給休暇の付与日数欄に定める日数

(4) 第2号の規定により年次有給休暇が認められた会計年度任用職員(この号の規定により年次有給休暇が認められた会計年度任用職員を含む。)又は特定職員(継続勤務を開始した日から6 月を超えて継続勤務している職員であって、同日以後において年次有給休暇が認められていないものをいう。)であって、継続勤務を開始した日から1年6 月以上継続勤務し、継続勤務期間が6 月を超えることとなる日(以下この号において「6 月経過日」という。)から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤したもの それぞれ次の1年間において、別表第5の1週間の勤務日数欄に掲げる区分又は1年間の勤務日数欄に掲げる区分に応じて、6 月経過日から起算した継続勤務年数の区分ごとに定める年次有給休暇の付与日数欄に定める日数

2 前項の「継続勤務」とは、三重県の会計年度任用職員として、その勤務が社会通念上中断されていないと認められる場合の勤務を、「全勤務日」とは会計年度任用職員の勤務を要する日の全てをそれぞれいうものとし、「8割以上出勤」については、勤務時間条例の適用を受ける職員の例による。

再度の任用により、当初の採用の日から起算して1年6 月以上継続して勤務した会計年度任用職員に対する年次有給休暇は、別表第4の1週間の勤務日数欄に掲げる区分又は1年間の勤務日数欄に掲げる区分に応じて、当初の採用の日から起算して、継続して勤務した期間の項に掲げる期間の経過した日に、年次有給休

3・4 (略)
(特別休暇)

第11条 会計年度任用職員には別表第6の区分欄に掲げる区分ごとに、事由欄に掲げる場合に、期間欄に定める期間の有給の特別休暇を与えるものとする。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇(同表に定める産前休暇及び産後休暇を除く。)の目的を達することができると思われる場合は、この限りでない。

2 会計年度任用職員には別表第7の区分欄に掲げる区分ごとに、事由欄に掲げる場合に、期間欄に定める無給の特別休暇を与えるものとする。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると思われる場合は、この限りでない。

別表第3(第10条関係)

(略)

備考 「5日以上」には、1週間の勤務日数が4日以下で、かつ、1週間の勤務時間が29時間以上のものを含む。

別表第4(第10条関係)

| | | | | | | | | |
|------------------|------------------|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----|----------|
| 1週間 の勤務 日数 | 1年間 の勤務 日数 | 特定日 から起 算した | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年以 上 |
| | | 継続勤 務年数 | | | | | | |
| 年次有給休暇の付与日数 | | | | | | | | |
| (略) | (略) | | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

備考 「5日以上」には、1週間の勤務日数が4日以下で、かつ、1週間の勤務時間が29時間以上のものを含む。

別表第5(第10条関係)

| | | | | | | | | |
|------------------|------------------|--------------------|----|----|----|----|----|----------|
| 1週間 の勤務 日数 | 1年間 の勤務 日数 | 6月経過 日から 起算し | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年以 上 |
| | | 継続勤 務年 数 | | | | | | |
| 年次有給休暇の付与日数 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

暇の付与日数欄に掲げる日数を付与するものとする。ただし、継続して勤務した期間が6月を超えて継続して勤務する日から1年ごとに区分した各期間(最後に1年未満の期間を生じたときは、当該期間)の初日の前日の属する期間において出勤した日数が全勤務日の8割未満である者に対しては、当該初日以後の1年間においては年次有給休暇を付与しないものとする。

3・4 (略)
(特別休暇)

第11条 会計年度任用職員には別表第5の区分欄に掲げる区分ごとに、事由欄に掲げる場合に、期間欄に定める期間の有給の特別休暇を与えるものとする。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇(同表に定める産前休暇及び産後休暇を除く。)の目的を達することができると思われる場合は、この限りでない。

2 会計年度任用職員には別表第6の区分欄に掲げる区分ごとに、事由欄に掲げる場合に、期間欄に定める無給の特別休暇を与えるものとする。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると思われる場合は、この限りでない。

別表第3(第10条関係)

(略)

備考
1 「5日以上」には、1週間の勤務日数が4日以下で、かつ、1週間の勤務時間が29時間以上のものを含む。
2 「全勤務日の8割以上出勤」については、勤務時間条例の適用を受ける職員の例による。

別表第4(第10条関係)

| | | | | | | | | | |
|------------------|------------------|------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----------------------|
| 1週間 の勤務 日数 | 1年間 の勤務 日数 | 継続し て勤務 した期 間 | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 6月以 上の 各年6 月 |
| | | | | | | | | | |
| 年次有給休暇の付与日数 | | | | | | | | | |
| (略) | (略) | | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

備考
1 「5日以上」には、1週間の勤務日数が4日以下で、かつ、1週間の勤務時間が29時間以上のものを含む。
2 「全勤務日の8割以上出勤」については、勤務時間条例の適用を受ける職員の例による。

| | | | | | | | | |
|-----|----------------------------|--|------|------|------|------|------|------|
| 5 日 | 217 日 | | 11 日 | 12 日 | 14 日 | 16 日 | 18 日 | 20 日 |
| 以上 | 以上 | | | | | | | |
| 4 日 | 169 日 から 216 日 まで | | 8 日 | 9 日 | 10 日 | 12 日 | 13 日 | 15 日 |
| 3 日 | 121 日 から 168 日 まで | | 6 日 | 6 日 | 8 日 | 9 日 | 10 日 | 11 日 |
| 2 日 | 73 日 から 120 日 まで | | 4 日 | 4 日 | 5 日 | 6 日 | 6 日 | 7 日 |
| 1 日 | 48 日 から 72 日 まで | | 2 日 | 2 日 | 2 日 | 3 日 | 3 日 | 3 日 |

備考 「5 日以上」には、1 週間の勤務日数が 4 日以下で、かつ、1 週間の勤務時間が 29 時間以上のものを含む。

別表第 6 (第 11 条関係)

| 区分 | 事由 | 期間 |
|------|--|--|
| (略) | (略) | (略) |
| 私傷病 | (略) | (略) |
| 保育時間 | 生後 1 年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 | 1 日 2 回それぞれ 30 分以内の期間 (男子の会計年度任用職員にあつては、その子の当該会計年度任用職員以外の親 (当該子について民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 817 条の 2 第 1 項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者 (当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。) であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 27 条第 1 項第 3 号の規定により当該子を委 |

別表第 5 (第 11 条関係)

| 区分 | 事由 | 期間 |
|-----|-----|-----|
| (略) | (略) | (略) |
| 私傷病 | (略) | (略) |

| | | | | | |
|--------------|--|--|--|--|--|
| | | <p>託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの項の休暇を使用しようとする日における当該休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)</p> | | | |
| <p>子の看護等</p> | <p>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員（総務部長が別に定める者に限る。）が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして総務部長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして</p> | <p>一の年度において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、総務部長が別に定める時間）の範囲内の期間</p> | | | |

| | | | | |
|--------|---|---|--|--|
| | 総務部長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち総務部長が定めるものへの参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 | | | |
| 短期介護 | 次に掲げる者(ハに掲げる者にあっては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。)で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護その他の総務部長の定める世話をを行う会計年度任用職員(総務部長が別に定める者に限る。)が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 イ 配偶者、父母、子及び配偶者の父母 ロ 祖父母、孫及び兄弟姉妹 ハ 会計年度任用職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び会計年度任用職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で総務部長の定めるもの | 一の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、総務部長の定める時間)の範囲内の期間 | | |
| 骨髄等ドナー | 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合、当 | 必要と認められる期間 | | |

該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき

別表第7 (第11条関係)

| 区分 | 事由 | 期間 |
|----|----|----|
| | | |

別表第6 (第11条関係)

| 区分 | 事由 | 期間 |
|------|--|---|
| 保育時間 | 生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 | 1日2回それぞれ30分以内の期間(男子の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。))を含む。)が当該会計年度任用職員がこの項の休暇を使用しようとする日 |

| | | |
|-----------|--|--|
| | | における当該休暇 (これに相当する 休暇を含む。)を承 認され、又は労働基 準法第 67 条の規定 により同日におけ る育児時間を請求 した場合は、1 日 2 回それぞれ 30 分か ら当該承認又は請 求に係る各回ごと の期間を差し引い た期間を超えない 期間) |
| 子の看護 等 | 9 歳に達する日以後の最初 の 3 月 31 日までの間にあ る子(配偶者の子を含む。 以下この項において同 じ。)を養育する会計年度 任用職員(総務部長が別に 定める者に限る。)が、そ の子の看護等(負傷し、若 しくは疾病にかかったそ の子の世話、疾病の予防を 図るために必要なものと して総務部長が定めるそ の子の世話若しくは学校 保健安全法(昭和 33 年法 律第 56 号)第 20 条の規定 による学校の休業その他 これに準ずるものとして 総務部長が定める事由に 伴うその子の世話を行う こと又はその子の教育若 しくは保育に係る行事の うち総務部長が定めるも のへの参加をすることを いう。)のため勤務しない ことが相当であると認め られる場合 | 一の年度において 5 日(その養育する 9 歳に達する日以後 の最初の 3 月 31 日 までの間にある子 が 2 人以上の場合に あつては、10 日)(勤 務日ごとの勤務時 間の時間数が同一 でない会計年度任 用職員にあつては、 その者の勤務時間 を考慮し、総務部長 が別に定める時間) の範囲内の期間 |
| 短期介護 | 次に掲げる者(ハに掲げる 者にあつては、会計年度任 用職員と同居しているも のに限る。)で負傷、疾病 又は老齢により 2 週間以上 の期間にわたり日常生活 を営むのに支障があるも の(以下「要介護者」とい う。)の介護その他の総務 部長の定める世話を行う | 一の年度において 5 日(要介護者が 2 人 以上の場合にあつ ては、10 日)(勤務 日ごとの勤務時間 の時間数が同一で ない会計年度任用 職員にあつては、そ の者の勤務時間を 考慮し、総務部長の |

| | | | | |
|--------------|---|------------|--|---|
| (略) | (略) | (略) | 会計年度任用職員（総務部長が別に定める者に限る。）が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 イ 配偶者、父母、子及び配偶者の父母 ロ 祖父母、孫及び兄弟姉妹 ハ 会計年度任用職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び会計年度任用職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で総務部長の定めるもの | 定める時間）の範囲内の期間 |
| 公務上又は通勤による傷病 | 会計年度任用職員が公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 | 必要と認められる期間 | 公務上の傷病 | 会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 |
| | | | 骨髄等ドナー | 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行う場合、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき |
| | | | 備考 一般職の非常勤職員が、この規程の施行の日前から引き続いて育児時間（労働基準法第67条に定める「育児時間」をいう。）の休暇を取得している場合は、表中の保育時間の項に掲げる「生後1年に達しない子」を「生後満1歳9カ月に達しない子」と読み替えるものとする。 | |

附 則

- 1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和7年9月30日以前から引き続き継続勤務している会計年度任用職員に対する年次有給休暇に関する規定の適用については、この訓令による改正後の会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程第10条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

正 誤

令和元年11月29日付け三重県公報第60号に登載しました、会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程中

ページ 行

13 下から1から4まで

誤

| 1週間の勤務日数 | 1年間の勤務日数 | 年次有給休暇の付与日数 |
|----------|--------------|-------------|
| 5日以上 | 217日以上 | 10日 |
| 4日 | 169日から216日まで | 7日 |
| 3日 | 121日から168日まで | 5日 |

正

| 1週間の勤務日数 | 1年間の勤務日数 | 年次有給休暇の付与日数 |
|----------|--------------|-------------|
| 5日以上 | 217日以上 | 10日 |
| 4日 | 169日から216日まで | 7日 |
| 3日 | 121日から168日まで | 5日 |

ページ 行

14 1及び2

誤

| | | |
|----|-------------|----|
| 2日 | 73日から120日まで | 3日 |
| 1日 | 48日から72日まで | 1日 |

正

| | | |
|----|-------------|----|
| 2日 | 73日から120日まで | 3日 |
| 1日 | 48日から72日まで | 1日 |

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>